

事 案	政令市もしくは中核市において、病院を開設（増床）しようとするとき
根拠法令	医療法第 7 条第 1 項
提出期限	事前（保健所、府本庁との調整は余裕をもって）
提出窓口	保健所設置市の所轄保健所
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 印鑑登録証明書（開設者が個人の場合のみ）</li> <li>2 臨床研修修了登録証の写し（開設者が医師もしくは歯科医師の場合で該当者のみ。保健所で原本照合済み）</li> <li>3 医師免許証もしくは歯科医師免許証の写し（開設者が医師もしくは歯科医師の場合。保健所で原本照合済み）</li> <li>4 履歴書（開設者が医師もしくは歯科医師の場合）</li> <li>5 敷地面積の平面図（第 1 図として）</li> <li>6 敷地周囲の見取図（第 2 図として）</li> <li>7 建物配置図</li> <li>8 建物の構造概要が記載された平面図（第 3 図として）</li> <li>9 エックス線関係図面（エックス線装置に係る申請の場合。①管理区域を明示した隣接部の平面図〔上下階含む〕 ②使用室の詳細図〔平面図、断面図〕 ③遮へい計算書 ④遮へい計算詳細図 ⑤装置の仕様書〔型式、定格出力、製造販売業者名、薬事法承認番号の確認できるもの〕）</li> <li>1 0 定款、寄附行為又は条例（開設者が法人であるとき。開設者において原本照合）</li> <li>1 1 管理者の臨床研修修了登録証の写し（該当者のみ。保健所で原本照合済み）</li> <li>1 2 管理者の医師免許証の写し（保健所で原本照合済み）</li> <li>1 3 管理者の履歴書</li> </ol>
提出部数	3 部
手数料	4 1, 0 0 0 円（大阪府衛生行政事務手数料条例 第 7 条）

- ・ 「大阪府医療計画」において、病床種別ごとの既存病床が基準病床を越えている場合、本様式による増床の病院開設許可申請については、慎重な審査が必要となる。
- ・ 開設者との事前相談・調整は、十分に余裕を持って行うこと。
- ・ 本様式の審査要領については、「病院開設許可申請書（様式 1）」と同じ。（同様式の審査要領を参照）